⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311内線5480）

6　共同企業体の構成員の数、資格要件等

⑴　構成員の数は、２又は３社とする。

⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であって、決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、代表者については1,150点以上、代表者以外の構成員については1,000点以上であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受け、当該再決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、代表者については1,150点以上、代表者以外の構成員については1,000点以上であること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。

イ　平成11年度以降に、次の①及び②の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

①　ＮＡＴＭ工法によるトンネル内空断面積（覆工後の内空断面積）65㎡以上かつトンネル延長900m以上のトンネル工事であること（トンネル内空断面積（覆工後の内空断面）65㎡以上の施工実績は、非常駐車帯部を除く。）。

②　防水シートと覆工の間に断熱材を設置する凍結防止対策を伴ったトンネル工事であること。

上記①及び②は同一工事でなくてもよい。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、上記①及び②に代わり、次の③及び④の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

③　ＮＡＴＭ工法による内空断面積40㎡以上のトンネル工事であること。

④　防水シートと覆工の間に断熱材を設置する凍結防止対策を伴ったトンネル工事であること。

上記③及び④は同一の工事でなくてもよい。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

また、申請できる配置予定技術者は①工事及び②工事に対し１名のみとし、２名以上申請した場合は欠格とする。特定建設工事共同企業体にあっては各構成員から１名とし、２名以上申請した場合は欠格とする。

㈠　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。

㈡　上記⑸イ本文に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

㈢　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　出資比率は、すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑺　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。

⑻　技術提案を共通化できる①工事及び②工事を一括して審査する試行工事であることから、２件の工事に対して特定建設工事共同企業体の資格審査を申請する場合、異なる構成員による申請は認めない。

7　競争参加資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。

8　資格審査申請書類

⑴　提出書類及び提出部数

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）１部

イ　特定建設工事共同企業体協定書（写し）１部

なお、①工事及び②工事に申請する場合、申請書類は申請工事毎に作成し、提出すること。

⑵　申請書類の作成に用いる言語　日本語

⑶　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。

http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyou/kouji/sec.html#01

9　資格審査結果の通知

資格決定通知書により通知する。

10　その他

⑴　共同企業体の名称は、①工事は函館江差自動車道北斗市渡島トンネル北斗工区工事○○・△△・××特定建設工事共同企業体とし、②工事は函館江差自動車道木古内町渡島トンネル木古内工区工事○○・△△・××特定建設工事共同企業体とする。

⑵　共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局函館開発建設部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。

⑶　申請手続の照会先は、次の場所とする。

ア　北海道開発局事業振興部工事管理課

イ　北海道開発局函館開発建設部契約課

競争参加者の資格に関する公示

国道45号南三陸地区道路改良工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 26 年７月 25 日

東北地方整備局長　縄田　　正

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

1　工事名　国道45号南三陸地区道路改良工事（電子入札対象案件）

2　工事場所　宮城県本吉郡南三陸町志津川字小森～志津川字蛇王地内

3　工事内容　掘削工Ｖ＝366,000㎥、盛土工Ｖ＝321,000㎥、法面工Ａ＝44,000㎡、排水構造物工１式、函渠工Ｎ＝５基、（立沢川橋）橋脚工Ｎ＝２基、（蛇王川橋）橋台工Ｎ＝１基、橋脚工Ｎ＝１基

4　工期　契約締結日の翌日から平成28年３月18日まで

5　申請の時期

平成26年７月25日から平成26年８月18日まで（土曜日、日曜日、休日を除く。）。なお、申請期限の日の翌日以降（土曜日、日曜日、休日を除く。）も、随時申請を受け付けるが、本工事の開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

6　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ（http://www.thr.mlit.go.jp）へアクセスして入手するものとする。